

問題1 輸出令別表第1の8の項及び外為令別表の8の項は、ワッセナー・アレンジメントに基づく規制である。

正解は、○。輸出令別表第1（外為令別表）の5～15の項は、ワッセナー・アレンジメントに基づく規制である。

問題2 イラン、イラク、北朝鮮は、輸出令別表第4に掲げる地域である。

正解は、○。輸出令別表第4は、いわゆる懸念国である。

問題3 外為令に基づく省令である「貿易関係貿易外取引等に関する省令」（貿易外省令）は、財務省令である。

正解は、×。「貿易関係貿易外取引等に関する省令」（貿易外省令）は、経済産業省令（正確には通商産業省令）である。

問題4 外為法第48条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、の許可を受けなければならない。」と規定されている。には、「外務大臣」が入る。

正解は、×。には、「外務大臣」ではなく「経済産業大臣」が入る。

問題5 東京にあるA大学院のX教授は、フランスにあるB大学とレアメタルに代る新素材を開発するために、今年4月に輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器1個（価額45,000円）をハンドキャリーでフランスに持ち出す予定である。この場合、当該持ち出しには、少額特例が適用できるので、X教授は、輸出許可の取得が不要である。

正解は、○。東京にあるA大学院のX教授が、フランス向けに輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器1個（価額45,000円）を持ち出す場合、仮に当該レーザー発振器が、告示貨物であったとしても、5万円以下であるので、少額特例を適用できる。なお、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器は告示貨物では

ない。

- 問題 6 大阪にあるビールメーカーAは、シンガポールにある子会社Bでビールの製造を行うために輸出令別表第1の3の2の項に該当する発酵槽1基を輸出する予定である。当該発酵槽が、ビールの製造に用いられることが、契約書やメール等の文書で明らかになれば、安全保障上の問題は生じないので、輸出許可は不要である。

正解は、×。大阪にあるビールメーカーAは、シンガポールにある子会社Bでビールの製造を行うために輸出令別表第1の3の2の項に該当する発酵槽1基を輸出するというのであるから、輸出許可が必要である。安全保障上の判断等は、輸出者ではなく、外為法第48条第1項により、経済産業大臣が行うこととされている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO228.html>

- 問題 7 東京にある中堅の鋼材メーカーAは、最近、中国への輸出案件が多くなってきたことから、自社の輸出管理を徹底するために輸出管理内部規程を策定し、来月、経済産業省に届け出る予定である。この場合、届出先は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 である。 には、「安全保障貿易検査官室」が入る。

正解は、○。輸出管理内部規程を策定し、経済産業省に届け出る場合は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室である。「輸出管理内部規程の届出等について」の7参照。

- 問題 8 韓国にある測定装置メーカーAの日本法人Bは、東京で行われた国際見本市が終了したので、メーカーAから輸入し、出品した輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置Xを、日本に輸入した時と全く同じ状態で、韓国のメーカーAに返送する予定である。この場合、日本法人Bは、輸出許可を取得する必要はない。

正解は、○。輸出令第4条第1項第二号ホに基づく、無償告示第一号3では、「本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの（4に掲げるものを除く。）に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの（輸出貿易

管理令別表第4に掲げる地域（以下「特定地域」という。）以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）と規定されている。したがって、韓国のメーカーAの日本法人Bが当該測定装置を韓国のメーカーAに返送する場合、輸出許可は不要である。

問題9 大阪にあるゲーム機器メーカーAは、上海にあるゲームセンターBから、リスト規制に該当しないお菓子を釣り上げるクレーンゲーム機5台の注文を受けた。この場合、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けない限り、ゲーム機器メーカーAは、輸出許可申請は不要である。

正解は、○。大阪にあるゲーム機器メーカーAは、上海にあるゲームセンターBから、リスト規制に該当しないお菓子を釣り上げるクレーンゲーム機5台の注文を受けている。キャッチオール規制は、「通常の商習慣の範囲内で入手した文書等」で判断するので、この場合、客観要件には該当しない。したがって、メーカーAは、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けない限り、輸出許可申請は不要である。

問題10 福岡にある貿易会社Aは、シンガポールにある日系のメーカーBから、シャンプーの製造用に輸出令別表第1の3の項に該当するトリエタノールアミン100リットルの見積りをメールで依頼された。輸出許可申請は、見積り依頼のメールでもできるので、貿易会社Aは、当該トリエタノールアミンについて、契約前に輸出許可を取得することができる。

正解は、×。輸出許可申請には、契約書又は注文書が必要とされている。見積りでは、契約の内容が不確定なので、輸出許可申請をすることはできない。

問題11 東京にあるコンサルタント会社Aは、旧ソ連の元科学者で、現在は、シリアに在住しているX氏の依頼により、X氏が持つ戦闘機用エンジンの製造技術 α を買い取り、インドの軍事メーカーYに売却する予定である。当該戦闘機用エンジンの製造技術 α は、X氏から、直接、インドの軍事メーカーYにネットを通じて、提供されることになっているが、外国での軍事技術の仲介取引は、外為法第25条第1項では規

制されていないので、コンサルタント会社Aは、許可は不要である。

正解は、×。武器の仲介貿易取引規制があるように、外為法第25条第1項では、外国間における武器関連技術の仲介取引を規制している。したがって、この場合、東京にあるコンサルタント会社Aは、外国間における武器関連技術の仲介取引を行おうとしており、事前に外為法第25条第1項の許可を取得する必要がある。

- 問題 12 大阪にある製薬会社Aでは、昨年、会社の業績が悪化したことから、経営陣が交代し、輸出管理に関する監査は営業部門の支障にならない時期に、不定期に実施することにした。そして、会社にとって不都合な書類等が発見された場合は、営業部長が責任を持って処分することになっている。製薬会社Aの対応は適切である。

正解は、×。「不拡散型輸出管理に対応した輸出管理法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(平成6年の大臣通達)3(2)⑤では、輸出管理が適正に行われているか否かを確認する監査体制を整備し、**定期的**に実施すること。」と規定されており、会社の業績が悪化したからといって、不定期に実施することは適切でない。また、「会社にとって不都合な書類が発見された場合」は、同通達の3(2)⑨に規定されているように速やかに関係官庁への報告等が必要である。

(参考) 輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号へ及びり

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H21F15001000060.html>

- 問題 13 東京にある通信機器メーカーAでは、製品の該非判定について、法令の規定にそって、技術と法令に詳しい担当者が複数で相互にチェックすることになっている。該非判定は、担当者の主観的な判断で行うのではなく、客観的な判断に基づいて行うように手順を輸出管理内部規程の細則で定めている。そして、法令や通達の文言や解釈に迷う場合は、経済産業省やC I S T E C等に相談し、必ず相談記録や検討記録等を残すように規定している。このような通信機器メーカーAの対応は適切である。

正解は、○。「不拡散型輸出管理に対応した輸出管理法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(平成6年の大臣通達)3(2)②では、「**該非判定、顧客審査及びこれらを総合的に勘案した取引審査**についての**手続きを明確に規定し実施**すること。(以下略)」と規定さ

れている。該非判定は、客観的な判断に基づいて行うように手順を輸出管理内部規程等で定めておく必要がある。「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」では、「条文の規定のみでは貨物の該当非該当の判断が困難な場合」、経済産業省に相談できる旨の規定がある。

（参考）輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号ハ

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H21F15001000060.html>

問題 14 横浜にある貿易会社Aは、輸出令別表第1に関連する合金や無機繊維を海外のメーカーから輸入し、主に欧米のメーカーに輸出している。貿易会社Aでは、輸出管理内部規程とその細則に基づき、輸出令別表第1に関連する合金や無機繊維を海外のメーカーから購入する場合は、相手先から該非判定に関する情報が得られることを契約の条件にして、購入している。このような貿易会社Aの対応は適切である。

正解は、○。海外からの輸入製品であっても、再度、日本から欧米に輸出する際、該非判定について、税関に説明する必要がある。したがって、事前に購入メーカーから該非判定に関する情報が得られる条件で、購入している貿易会社Aは適切である。

問題 15 家電量販店やパソコンショップなどで販売されているソフトウェアは、リスト規制に該当するソフトウェアであっても、誰でも購入できるものであれば、外為法で規制をしても意味がないので、日本から海外に送る場合や非居住者に提供する場合、どのような場合でも、役務取引許可は不要である。

正解は、×。家電量販店やパソコンショップなどで販売されているソフトウェアで、リスト規制に該当するソフトウェアについては、貿易外省令第9条第2項第十四号イやロの要件を満たしたものでなければ、役務取引許可不要とはならない。

問題 16 大阪にある貿易会社Aは、東京にあるメーカーBから貯蔵容器Xを1基購入し、シカゴにある化学品メーカーCに輸出する予定である。当該貯蔵容器Xは、実際は、輸出令別表第1の3の項に該当する貨物であったが、メーカーBの担当者から、輸出令別表第1の3の項に該当しないとの該非判定書を入手していたので、貿易会社Aは、その該非判定書を信用して、輸出許可を取得することなく化学品メーカーCに

輸出した。この場合、メーカーBが、外為法違反に問われることはあっても、貿易会社Aが外為法違反に問われることはない。

正解は、×。外為法第48条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の**輸出をしようとする者**は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定しており、法的な責任は貨物の輸出者にある。この場合、貿易会社Aが、外為法違反になる。

問題 17 東京にある電機メーカーAは、来週、シンガポールの電話会社Bにおいて、外為令別表の9の項に該当する携帯電話の基地局に関する技術を口頭で説明する予定である。この場合、電機メーカーAは、一般包括役務取引許可を取得していないのであれば、事前に個別の役務取引許可を取得しておく必要がある。

正解は、○。東京にある電機メーカーAは、シンガポールの電話会社Bにおいて、外為令別表の9の項に該当する携帯電話の基地局に関する技術を口頭で説明するというのであるから、事前に個別の役務取引許可を取得しておく必要がある。

問題 18 東京にあるゲームソフトメーカーAは、スマートフォン用のゲームソフトXを無償で自社のサイトで、不特定多数に配布している。仮に当該ゲームソフトXには、外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムが含まれていたとしても、ゲームソフトメーカーAは、当該ゲームソフトXを海外のユーザーに配布する場合、役務取引許可は不要である。

正解は、○。東京にあるゲームソフトメーカーAは、スマートフォン用のゲームソフトXを無償で自社のサイトで、不特定多数に配布している。仮に当該ゲームソフトXには、外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムが含まれていたとしても、貿易外省令第9条第2項第九号イの規定により、役務取引許可は不要である。

問題 19 九州にあるA大学では、家庭用のカメラで撮影したイリオモテヤマネコの夜間の行動を記録したDVD10枚をアメリカのB大学に国際郵便で、来週送る予定である。この場合、当該DVDに記録された情報

は、外為令別表及び貨物等省令で規制されている技術にはあたらない。

正解は、○。役務通達では、「**技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。**」と規定されている。よって、イリオモテヤマネコの夜間の行動記録は、外為令別表及び貨物等省令で規制されている技術にはあたらない。

問題 20 大阪にあるA大学では、一般包括輸出許可を取得している。A大学のX教授は、輸出令別表第1の3の項(2)7に該当するバルブ1個をブラジルにあるB大学のY教授とゴミのリサイクルの研究のために、ブラジルに持ち出す場合、以下の「包括許可取扱要領」の別表Aによれば、一般包括輸出許可を適用して、持ち出すことができる。

(参考)「包括許可取扱要領」別表Aより

仕向地	輸出令別表第1項番	別表A
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アフリカ合衆国	輸出令別表第1項番	ブラジル、南アフリカ共和国
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物	一般	特定
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの	一般	特定

正解は、×。この場合、「包括許可取扱要領」別表Aに示すように、輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる貨物をブラジルに輸出する場合は、「特定」と記載されているので、一般包括輸出許可を適用して、持ち出すことはできない。

問題 21 輸出令別表第1及び外為令別表の1から16の項の下欄に掲げられた地域や外国は、すべて「全地域」であり、除外されている地域はない。

正解は、×。キャッチオール規制に関する輸出令別表第1及び外為令別表の1から16の項の下欄に掲げられた地域や外国は、「**全地域(別表第3に掲げる地域を除く。)**」と規定されており、ホワイト国は規制から除外されている。

問題 22 虎ノ門にあるC I S T E C 商事(株) (代表取締役社長 安全太郎) は、

台湾にあるパソコンメーカーAから、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路X（10,000個・価額2,000万円）を受注した。この場合、CISTEC商事(株)が、個別の輸出許可申請を行う場合、輸出許可申請書の「申請者」欄には、委任がない限り、「CISTEC商事株式会社 代表取締役社長 安全太郎」と記載する。

正解は、○。運用通達別表第3の1-1（1）には、「記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、**法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）**に限ることとする。」と規定されている。

問題 23 キャッチオール規制に関する輸出許可及び役務取引許可の申請先は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 である。
 には、「安全保障貿易審査課」が入る。

正解は、○。キャッチオール規制に関する輸出許可及び役務取引許可は、慎重な審査が必要なため、審査能力がある経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が担当している。「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）」の2（1）及び「通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（お知らせ）」の2（1）参照。

問題 24 東京にある製鉄メーカーAは、インドネシアにある重工メーカーBから、リスト規制に該当しない鉄の鋼材10トンの注文を受けた。用途を確認したところ、戦車の部品製造に使用するとファックスで連絡を受けた。この場合、製鉄メーカーAは、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。

正解は、×。インドネシアは、輸出令別表第3の2の地域ではないので、通常兵器キャッチオール規制については、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたときのみ輸出許可申請が必要である。輸出令第4条第1項第三号及び第四号参照。

問題 25 東京にある貿易会社Aは、一般包括輸出許可を適用して、輸出令別表第1の10の項に該当する光検出器1,000セットをロンドンに輸出し、現地の販売子会社でストック販売をする予定である。この場合、貿易会社Aは、法的には需要者として予定される者等について確認を行い、かつ、一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて

転売される予定がないことを確認する法的な義務はない。

正解は、○。包括許可取扱要領の別紙1の「一般包括輸出許可の条件」の(2)に対応する「許可条件の適用」の1)では、「需要者が確定していない輸出(以下「ストック販売」という。)を行う場合にあっては、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること(いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。)」と規定されている。したがって、英国向けの場合は、需要者として予定される者等について確認をすることまで求められていない。

平成23年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第21回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。